

令和3年12月3日

不動産鑑定評価をご依頼の皆様へ

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
会 長 吉 村 真 行
(職 印 省 略)

不動産鑑定評価書における押印の廃止について（お願い）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、不動産の鑑定評価に関する法律等が改正され、令和3年9月1日より、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による不動産鑑定評価書への署名押印義務のうち、押印が廃止となりました。

この改正にともない、本会においては、令和3年11月24日付にて、本会が作成のうえ公表している実務指針及び業務指針の一部について、関係個所の改正（押印の記載の削除）を行いましたので、併せてお知らせいたします。

不動産鑑定評価のご依頼にあたりましては、今般の法改正による押印廃止に関するご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

【参考】

令和3年8月13日付国不地第13号「鑑定評価書への押印廃止について（通知）」

国不地第13号
令和3年8月13日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
会長 吉村 真行 様

国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長

鑑定評価書への押印廃止について（通知）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）により、国民の負担の軽減及び利便性の向上に資するため、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）等が改正され、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価書への押印が廃止となります。

つきましては、下記のとおり通知いたしますので、趣旨を十分に御理解の上、適切な運用に特段の御協力をいただくようお願いするとともに、本通知の内容について、貴連合会に所属する不動産鑑定士等に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 以下の法律が改正され、不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に課されている鑑定評価書への署名押印すべき義務のうち、押印が廃止となります（署名は引き続き存続）。
 - 不動産の鑑定評価に関する法律第39条第2項
 - 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第66号）附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第4条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士補に関し、なおその効力を有する法律）第39条第2項
- 施行期日
令和3年9月1日
- 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による署名が引き続き必要となります（電子署名の利用も可）。なお、整備法の施行後において、署名に加え、押印がある場合でも、その鑑定評価書は有効とします。

【参考送付】

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）（官報）

問合せ・連絡先
国土交通省不動産・建設経済局地価調査課 担当 葛貫（くずぬき）
03-5253-8111（内線30323）、直通03-5253-8377 kuzunuki-k2nn@mlit.go.jp